項目	岡山県(H25.3月)	香川県(H26.10月)	三重県(H27.12月)
目的	第1 ガイドライン策定の目的 という できょう できょう かんしい できょう はいっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ いっぱ	第1 ガイドライン策定の目的及び対象 1 ガイドライン策定の目的なび対象	第1 はパーラー は が で が で が で が で が で が で が で が で が で が

第1

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次の三つの要件すべてを満たすカメラ設備をこのガイドラインの対象としています。

- ① 不特定多数の人を撮影するため、継続的に 設置されたカメラで個人の識別が可能な画像 を撮影するもの
 - 例えば,
 - 道路, 公園, 広場, 駐車場, 駐輪場
 - 商店街,繁華街
 - ・空港ターミナル, 鉄道駅, バスターミナル, フェリー乗り場
 - 列車・バス・タクシー
 - ・旅客船等公共交通機関の車(船)内
 - ・金融機関,小売店・百貨店
 - ・複合施設などの商業施設
 - ・劇場,映画館,スポーツ
 - ・レジャー施設, ホテル, 旅館
 - 観光施設, 社寺
 - ・共同住宅の共用部分等不特定の人が出入り可能な場所
 - 等の場所に設置されたカメラをいいます。
 - ※ 事業所の事務所内や工場の敷地内など, 不特定多数の者が出入りする場所以外の 場所を撮影するカメラや個人の識別がで きないカメラ(渋滞状況監視カメラなど) は,このガイドラインの対象としていま せん。
- ② 「犯罪の防止」を目的に設置されたカメラ 複数の設置目的を持つカメラであっても, 設置目的に「犯罪の防止」を併せ持つカメラ は,このガイドラインの対象としています。
- ③ 画像等(画像と一体的に記録された音声を含みます。)を記録用媒体に保存するカメラ
- ※ 録画装置を備えていないカメラは、情報 の漏えいや画像等の目的外使用のおそれが ないことから、このガイドラインの対象と していません。
- ※ バスやタクシーなどの公共交通機関内に 設置されたカメラもこのガイドラインの対 象となる場合があります。

第1

2 対象となるカメラ

次の三つの要件すべてを満たすカメラをこの ガイドラインの対象とします。

- ※ 要件のすべてを満たさないカメラ (例えば, 防犯目的でないカメラ, 共同住宅の建物内を撮 影するカメラ, 録画装置を備えていないカメラ 等)は,このガイドラインの対象にはなりませ んが,人を撮影する場合は,プライバシーを侵 害するおそれがあります。このガイドラインの 趣旨を踏まえ,プライバシーの保護に配慮した 適正な運用が必要です。
- (1) 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

- ※ 施設管理や混雑程度の把握,事故防止,防 火・防災等を主目的にするカメラであっても, 犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは,こ のガイドラインの対象とします。
- (2) 設置場所

不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に 継続的に設置されているカメラ 例えば、

- 道路, 公園, 広場, 駐車場, 駐輪場
- 商店街、繁華街
- ・空港ターミナル,鉄道駅,バスターミナル,フェリー乗り場
- ・金融機関,小売店・百貨店・複合施設など の商業施設,病院
- ・劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館
- 寺院,神社

等に設置されたカメラをいいます。

- ※ 事業所の事務所内や工場の敷地内,マンション・アパート等共同住宅の建物内など不特定かつ多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは,このガイドラインの対象となりません。
- (3) 設置機器

画像を記録媒体(HDD, メモリーカード等) に保存する機能を備えたカメラ

第 1

2 「防犯カメラ」の定義

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

- (1) 犯罪の防止を目的として設置するもの
 - ※ 施設利用状況の把握や防災等を主目的と するカメラであっても、犯罪を防止する目 的を併せ持つカメラは対象となります。
- (2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの
 - ※ 不特定かつ多数の人の通行を想定していない集合住宅(マンション,アパート等)の通路や,事業所・工場の敷地内等を専ら撮影する場合は対象となりません。
- (3) 特定の個人を判別できる画像を表示する, 又はその画像を記録する機能を有するもの

防犯カメラの効果			 第2 防犯カメラの効果 防犯カメラを設置・運用することによって、以下の4つの効果が期待できます。 1 犯罪の抑止 犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせることができます。 2 安心感の醸成 その場所を利用する人びとや地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和することができます。 3 事件・事故の解決 事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなることがあります。 4 環境の整備 性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るための環境の整備につながります。
設置目的	第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配意すべき事項 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止 防犯カメラを設置又は運用する者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。	第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配意すべき事項 1 設置目的の設定と目的外利用の禁止 防犯カメラを設置又は運用する者(以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの設置目的(犯罪の防止等)を明確に定め、目的を逸脱した利用を禁止することとします。	第3 防犯カメラを設置及び運用するために配意すべき事項 1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止 防犯カメラを設置する者(以下「設置者」という。)は、「犯罪を防止する。」等の設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。
設置場所,撮影範囲	第2 2 設置場所、撮影範囲 防犯カメラで撮影された画像等は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあり、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してもよいというものではありません。 そこで、設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所では、付近の通路を撮影するなど撮影範囲を工夫しましょう。	第2 2 撮影範囲,設置場所等 防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。 そこで、設置者等は、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。	第3 2 撮影範囲、設置場所等 設置者は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置による防犯効果が最大に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めます。 カメラの角度を調整するなど、私的空間が映り込まないようにし、私的空間が映り込む場合は、その所有者・居住者等の同意を得るよう努めてください。 また、公道等に設置する場合は、必要に応じて、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得てください。

では、	設置の表示	第2 3 防犯カメラを設置している旨の表示 設置者等は、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称を表示することとします。(設置場所等から設置者等が明らかである場合には、設置者等の名称の表示を省略することができるものとします。) ※ 犯罪を抑止する効果を高めるため及びプライバシー保護の観点から表示することが必要です。	第2 3 設置の表示 設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。 ※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称表示を省略することができます。 ※ 複数の防犯カメラを設置する場合、全てのカメラに表示を求めるものではありません。 ※ 巻末に表示の参考例を掲示しています。	第3 3 設置の表示 設置者は、撮影範囲の周辺、防犯カメラを設置 する建物や施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や 連絡先をわかりやすく表示することとします。この表示によって、いわゆる「盗撮」行為ではない ことを明らかにするとともに、防犯効果をより高 めることにもなります。なお、防犯カメラの置 場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名 称や連絡先の表示を省略することができます。
置5設置者等の責務 設置者等及び管理責任者は、プライバシーに 十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。 (1) 撮影された画像等を適正に保存し、管理すること。 (2) 撮影された画像等の利用や提供を制限すること。 (3) 苦情に対して適切に対応すること。 (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に 関し、必要な措置をとること。5設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 設置者等の責務 以の事項を守るよう努めることとします。 (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。 (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。 (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に	任者等の指	4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定 設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適 正に行うため、管理責任者を指定することとし ます。 また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作を することができない場合は、操作取扱者を指定	4 管理責任者、操作取扱者の指定 設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適 正に行うため、管理責任者を指定することととます。 また、管理責任者が自ら防犯カメラの操作を することができない場合は、操作取扱者を指定 し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を 行わせることとします。 ※ 管理責任者は、防犯カメラ設置店舗の店長 や警備責任者等、防犯上必要な業務を適正に遂	4 管理責任者等の指定 設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責
	置者等の	5 設置者等の責務 設置者等及び管理責任者は、プライバシーに 十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守 るよう努めることとします。 (1) 撮影された画像等を適正に保存し、管理す ること。 (2) 撮影された画像等の利用や提供を制限する こと。 (3) 苦情に対して適切に対応すること。 (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に	5 設置者等の責務 設置者等,管理責任者及び操作取扱者は,プライバシーに十分配慮した取扱いをするため,次の事項を守るよう努めることとします。 (1) 撮影された画像を適正に保存し,管理すること。 (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。 (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に	

第2 6

撮影された画像等の適正な管理

画像等のデジタル化や記録用媒体の小型化が 進み,画像等のコピーや持ち出しが容易になっ ています。そこで,設置者等及び管理責任者は, 画像等の漏えい,滅失,改ざん等を防止するた め,次の事項に留意して必要な措置を講ずるこ ととします。

- ① モニターや録画装置,記録用媒体がある場所は,許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- ② 保存した画像等の不必要な複写や加工を行わないこと。

また、ビデオテープやDVD等の記録用媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置をとること。

- ③ 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とすること。ただし、業務の遂行または犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長すること。
- 保存期間を経過した画像等は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- ⑤ 記録用媒体を処分するときは、破砕または 復元のできない完全な消去等を行い、画像等 が読み取れない状態にすること。また、処分 の日時、方法等を記録すること。
- ⑥ 防犯カメラの構成機器をインターネットに 接続し、または無線を利用して運用する場合 は、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

第2

6 撮影された画像等の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化,大容量化が進み,画像の複写や持ち出しが容易になっていることから,安全管理対策が重要です。そこで,設置者等,管理責任者及び操作取扱者は,画像の漏えい,滅失,き損,改ざん等を防止するため,次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置, 記録媒体については, 施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じること。
 - ※ 例えば、設置施設の施錠や許可した者以外の立入禁止、記録媒体の施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の方法があります。
- (2) 保存した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕又は復元 のできない完全な消去等を行い、画像が読み 取れない状態にすること。また、処分の日時、 方法等を記録すること。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。

第3

6 画像データ等の適正な管理

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置,記録媒体がある場所は, 許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施 すなど,盗難及び散逸等による情報漏えい防止 措置を講じることとしま す。
- (2) 画像データの不必要な複写や加工及び転送, 記録媒体の外部への持ち出しは禁止します。また,記録媒体は,施錠のできる保管庫等に厳重 に保管するとともに,記録媒体の管理台帳等を 備え付けて適正に管理します。
- (3) 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とします。ただし、設置者等が事件・事故の捜査のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができます。
- (4) 保存期間を経過した画像データは、速やかに 初期化又は上書きるなど、確実に消去します。
- (5) 記録媒体を処分するときは、物理的な粉砕又は復元のできない完全な消去等を行い、画像データが読み取れない状態にします。また、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておきます。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分な配慮をする必要があります。

第 2 7

撮影された画像等の提供の制限

県民等のプライバシー保護のため、画像等を 第三者に閲覧させ、又は提供することを禁止し ます。ただし、次の場合は閲覧させ、提供する ことができるものとします。

○ 法令に基づく場合

裁判所が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項), 弁護士会からの照会(弁護士法第23条の2 第2項)に基づく場合などをいいます。

○ 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合 行方不明者の安否確認、災害発生時に被害 状況を情報提供する場合などが想定されます。 ● 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情

報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災原 因調査などがあります。

○ 犯罪の防止以外の設置目的を併せ持つカメ ラで、当該目的を達成する範囲内において画 像等を提供する場合

カメラの設置目的に来店者の動線分析等の 目的を含む場合で、第三者に分析業務を委託 するような場合が想定されます。

※ このような場合においても、委託先から の情報漏えい防止やプライバシー保護に十 分配慮する必要があります。

画像等を第三者に閲覧させ、又は提供する場合は、その必要性を十分検討するとともに、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど身元確認を行うものとします。

また,画像等を提供したときは,提供日時,提供先,提供理由,画像等の内容等を記録するものとします。

第2

7 撮影された画像等の提供の制限

- (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、撮影された画像の第三者への閲覧・提供を禁止することとします。
 - ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状に基づく場合や捜査 機関からの照会(刑事訴訟法第 197 条第 2 項),裁判所からの文書送付や調査の嘱託, 文書提出命令(民事訴訟法第 186 条等),弁 護士会からの照会(弁護士法第 23 条の 2 第 2 項)に基づく場合等をいいます。

イ 県民等の生命,身体及び財 産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

迷子や認知症等の行方不明 者の安否確認 に必要な場合,災害発生時に被害状況を情報 提供する場合等が想定されます。

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のた め情報提供を求められた場合

警察の任意捜査への協力や消防署の火災 原因調査等が想定されます。

エ 犯罪の防止以外の設置目的を併せ持つカメラで、当該目的を達成する範囲内において画像を提供する場合

設置目的に来店者の動線分析等の目的を含む場合で、第三者に分析業務を委託するような場合が想定されますが、設置目的を明示するとともに、委託先からの情報漏えい防止やプライバシー保護に十分配慮する必要があります。

オ 画像から識別される本人の同意がある場合 会又は本人に提供する場合

この場合でも、画像に記録されている他の人の画像や住居の様子等が見えないように配慮するなど、プライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が求められます。

(2) 画像を第三者へ閲覧・提供する場合は、その必要性を十分検討するとともに、閲覧のみとするか、提供するか慎重な判断が求められます。

また,画像を閲覧・提供した時は,相手先, 日時,目的,画像の内容等を記録することと し,要請者に身分証明書等の提出を求めるな ど,身元確認を行うこととします。

※ 巻末に画像提供記録書の参考例を掲示しています。

第3

7 画像データの閲覧・提供の制限

- (1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。
 - ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状,捜査機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項),弁護士からの照会(弁護士法第23条の2第2項)に基づく場合等をいいます。

イ 個人の生命,身体及び財産

の安全確保その他公共の利益のため,緊急, かつ, やむを得ない場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況が撮影された画像データを提供する場合等をいいます。

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合

閲覧後に画像データを提供する場合は, 上記アに基づく文書によることとします。

エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

閲覧・提供にあたっては、本人以外の者 の画像を除去するなど、第三者の権利やプ ライバシーを侵害することがないよう、細 心の注意が必要です。

- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存しておきます。
- ※ 巻末に「画像データ提供記録書の例」を掲載しています。

<u> </u>			
秘密の保持	第2 8 秘密の保持 設置者等,管理責任者及び操作取扱者は,防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし,又は不当な目的のため使用してはならないものとし,その職でなくなった後においても同様とします。	第2 8 秘密の保持 設置者等,管理責任者及び操作取扱者は,防 犯カメラによって個人情報を大量に収集し,管 理することになりますので,画像は言うまでも なく,画像から知り得た情報を漏えいしたり, 不当に使用したりしないこととします。なお, その職でなくなった後においても同様とします。	第3 5 秘密の保持 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはなりません。ことは、設置者等でなくなった後においてのことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。 また、防犯カメラ及び画像データの管理、業務の運営に関する事務の全部又は一タからを見た事業者に対して当が、必要な措置をとることは、必要な措置をとることとします。
保守点検等	第2 9 保守点検等 設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします。	第2 9 保守点検等 設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします。 また、パソコンで防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなどセキュリティ対策に十分な配慮をする必要があります。	第3 10 保守点検と撤去 (1) 保守点検 設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。あわせて、設置場所や撮影範囲が適正かなどの見直しを行うこととします。 (2) 撤去 設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去します。
苦情への対応	第2 10 問い合わせ・苦情等への対応 防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせしを苦情には、誠実かつ迅速に対応するものとします。 ※ 防犯カメラでの撮影や撮影された画像等の取扱い等について、不安を感じる方もいま不安感じる方もいまで、こうした方からの問い合わせ等には、不安らればし、その有効性を理解していただくよう、防犯カメラの運用や画像等の取扱い等について、保安上支障のない範囲で、分かりやすることが大切です。その際、他の第三者のプライバシーに配慮することなどの対応に努めることが大切です。ことなどの対応に努めることが大切です。ことなどに留意する必要があります。 また、問い合わせやことを対応要領を必ずをあらかじめ指定して誠実な対応のためには必要です。	第2 10 問い合わせ・苦情等への対応 防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。 なお、あらかじめ、問い合わせや苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。	第3 8 苦情等への対応 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置 ・運用に関する苦情や問い合わせに対して、適正な措置 任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置 を講じる必要があります。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておくなど、対応要領を定めておくことが必要です。

業務 第2 第2 第3 11 業務の委託 11 業務の委託 9 業務の委託 設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業 の 設置者は、防犯カメラの設置・運用を含めた 設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業 委託 務や警備業務を委託する場合は, 運用規程の導 務や警備業務を委託する場合は、設置・運用規 施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、 守を委託契約の条件にするなど, 適正な設置, 程の遵守を委託契約の条件にするなど, 適正な このガイドラインの各項目及び第4に示した「防 設置, 運用を徹底することとします。 犯カメラの設置・運用規程 (例)」の遵守事項を 運用を徹底するものとします。 委託契約の条件にするなど、適正な運用を徹底 第2 第2 人情 12 個人情報保護法の遵守 12 個人情報保護法の遵守 防犯カメラに記録された画像 等は、特定の 防犯カメラに記録された画像は、特定の個人 報保 個人が識別できる場合には,「個人情報」に該当 が識別できる場合には、個人情報に該当し、個 し、個人情報の保護に関する法律により保護の 人情報の保護に関する法律により保護の対象と 護 対象となります。 なります。 法 個人情報を取り扱う場合は、このガイドライ 個人情報を取り扱う場合は、このガイドライ ンのほか個人情報の保護に関する法律に基づき, ンのほか、個人情報の保護に関する法律に基づ の 遵 き,適正に取り扱うこととします。 適正に取り扱うものとします。 守 第3 運用規程の作成と適切な運用 第3 運用規程の作成と適切な運用 第4 設置・運用規程の策定 用 このガイドラインは,犯罪を防止するという 設置者等又は管理責任者は, このガイドライ 1 設置者又は管理責任者は、このガイドライン 規程 防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保 に基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行 ンに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に 行うため、設置目的や運用形態に合わせ、次の 護の調和を図るため、配慮していただきたい最 うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事 低限の事項をまとめたものです。 事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めること 項等を盛り込んだ規程を策定してください。 の 防犯カメラを設置し, 又は設置しようとして 策定と適切 とします。 防犯カメラの設置目的 (1) いる方は、管理・運用を適切に行うため、この ※ 巻末に設置・運用要領の参考例を掲示して (2) 防犯カメラの設置場所及び設置台数、設置 ガイドラインや設置・運用規程の参考例をもと います。 の表示 に、利用目的や利用形態に合わせて「管理・運 設置目的 防犯カメラの管理責任者等の指定及び責務 (4) 画像データの漏えい、滅失、改ざん防止等、 用規程」を作りましょう。 設置場所,設置台数,撮影範囲,設置の表 な運 また、規程の内容は、防犯カメラを取り扱う 適正な管理にかかる次の事項 示 管理責任者等の指定 記録媒体の保管方法等 者全員に徹底させることが必要です。 保管場所,保存期間等画像の管理 用 ○ 画像データの保存期間,消去方法等 (5) (5) 画像データの利用及び提供制限 画像の利用及び提供の制限 (6) 保守点検 (6) 苦情等への対応 ⑦ 問い合わせ、苦情等への対応 (7) 保守点検 このガイドラインは、防犯カメラの有用性と (8) その他必要な事項 プライバシー保護との調和を図るため配慮して 2 次の「防犯カメラ設置・運用規程(例)」を参 いただきたい 基本的事項をまとめたものです。 考としてください。 実際の設置・運用に当たっては、このガイド ラインを参考にされるとともに,必要に応じ有 識者等に意見を求めるなど、それぞれの設置目 的や運用形態に合わせた設置・運用要領を定め, 適正な取扱いに努めてください。

自治会等が設置する場合の留意点		第3 11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点防犯カメラの設置基準については、全国的な統一基準はなく、防犯カメラに対する個人の考え方についても千差万別で複雑なのが現状です。また、防犯カメラの購入費・設置費はもも相当り、運用を継続するための維持・管理にもも相当な負担とコストがかかります。自治会等で防犯カメラを設置する場合は、事前に地域の住民等に対する説明会を開催するなど、設置に向けた合意形成は慎重に行うことが大切です。
ガイドラインの活用		第3 12 ガイドラインの活用 犯罪の防止を目的とする防犯カメラ以外のカメラであっても、特定の個人を識別できる画像等を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には十分配慮した取扱に努めてください。